

笠崎宮連歌（上）：宗因自筆百韻「手向には」

棚町，知弥

<https://doi.org/10.15017/12264>

出版情報：語文研究. 19, pp.16-23, 1965-02-28. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

宮崎宮連歌 (上)

——宗因自筆百韻「手向には」——

棚町知弥

はじめに

宮崎八幡宮大宮司田村家（現宮司田村克喜氏）に伝る連歌資料中に、宗因自筆の百韻一卷を寓目したので、翻刻するとともに、同家蔵の文書中より、同宮連歌関係の資料若干をあわせて紹介したい。宮崎宮の連歌には、座主坊筑紫氏（福岡県文化財専門委員筑紫豊氏の本家）にも、寛永正保の懐紙などの資料があり、同氏の御好意により調査中なので、近く（下）としてまとめるつもりである。

なお宮崎宮の連歌を調べているうちに、宮崎と太宰府天満宮とは、資料の移動・連衆・黒田家との関係など共通する面もあり、かつ、文芸性をかねた興行より純神事（御祈禱連歌）としての性格を深めてゆく過程を考察するためには、宰府の資料によらねばならなくなつた。宰府の連歌資料は、さきに九大中村先生・佐賀大島津忠夫氏を中心とする共同調査が行われ、目録整理をされている。筆者はこの企てに加わっていないが、中村先生のおゆるし、おすすめを得て、このたび若干の資料を調査した。その結果、こと宗因に限つ

ても、別当大鳥居信兼を中心とする寛文三年正月廿五日立花勘左衛門宅における百韻に「宗因在判」の点あること、寛文十年正月廿五日の福岡城松御会連歌（宰府の祠官社僧を福岡城へまねいての年中行事）に宗因も一座していることなどがわかり、野間光辰教授が「連歌師宗因」（国語国文 昭28・9）で示唆された問題を裏付ける資料は、まだ多く筑肥に隠れているようである。更に調査した上で報告の機会を待ちたい。

資料発表を許された田村宮司、調査を許された太宰府天満宮西高辻宮司、小鳥居権宮司、お世話になつた同宮安恒篤氏、不馴れな研究に助言をいただいた白石悌三氏に深謝申し上げる。

一、完因自筆百韻「手向には」

端作「寛文九年七月晦日」。発句は『宗因発句帳』（五十九才）に「宮崎座主にて」の前書で収められている。タテ約一三・五センチ、ヨコ約五〇・〇センチの鳥の子七面（名残裏一面欠）に、宗因

の手により浄書されており、一座の大宮司田村重次に贈られたものか。もと巻子に仕立ててあったものが、はがれて七面になっている。端作の下には朱印（未詳）一つと、墨印〔箱崎殿田村家〕があり、後者は後出の「正徳五次乙未秋日」の識語ある「菅崎大宮司系譜」（田村家蔵）の朱印と同一印である。

佐賀大学「文学論叢」第三号に、田中道雄氏により翻刻紹介された、鹿島鍋島家蔵「宗因連歌」所収の百韻三巻のうち、第二の「寛文九年小春十一日於梅雪庵守胤公興行 賦何人」に先立つこと二ヶ月余。この年四月廿六日に小倉へ小笠原忠雄公（当時長真）の「家督シ給フ敏トシテ来」（源忠雄公年譜一、「福岡県史資料六」所収）た宗因は、六月十四日公の参覲出府後筑肥への旅に出たと思われる。宗因と菅崎（宮）の關係は、『宗因発句帳』に「菅崎八幡座主興行 仰きぬ人の国まで国の春」をはじめ数句が収められており、この百韻の前にも後にも、数回の興行があったものと考えられる。

九十二句を所出順に整理すると、宗因 十一・盛範 七・快伝 八・快賢 八・快応 七・周栄 八・末吉 七・仙空 七・印計 八・快儀 七・休清 七・重次 六・重成 一となるが、連衆十三名のうち、現在明らかなのは左の四名である。

盛範 菅崎宮座主坊・大興山五智輪院弥勒寺九十六世の住職で仁和寺法印。「福岡県史資料」所収の「綜合福岡藩年表」にも「延宝三乙卯箱崎放生会中絶之處、座主盛範当年再興」と見えている。菅崎宮は後出資料にも明らかのように、大宮司と座主坊の両家が支配していた。太宰府の寛永連歌には盛範の先代、法印正範がしばしば一座しており詳しくは次稿にゆずる。

周栄 博多綱場天神社僧成就院周栄か。延宝八年二月廿二日於江戶本所松平右衛門左殿興行の百韻（宰府小島居氏蔵「昌琢昌程昌億昌陸時代諸連歌」所収）に一座、「博多綱場」の注記あり。同氏蔵の「岫雲代諸連歌」には、宗春判の貞享四年両驗が収めてある。

重次 田村氏四十世。同家蔵天和・貞享度連歌にも出。次稿の關係もあるので、前出の「菅崎大宮司系譜」を、前後をも含めて引用しておく。

38重守 大宮司惣官領秦宿禰藤氏田村大之進

慶長之末寛永之始在職

39重郷 大宮司惣官領神主秦宿禰藤氏田村安房守

寛永康応（注、承応ノ誤カ）年間在職

40重次 大宮司惣官領秦宿禰藤氏田村日向守

明暦天和年間在職

41重仲 大宮司惣官領秦宿禰藤氏田村長門守

貞享正徳年間在職 延宝八年庚申八月上京

重成 田村家の旧記に「長門（注、41重仲）弟也 俗名惣右衛門ト号ス 執行職ヲ勤ル 開田拝領ス」とある。執行職とは、菅崎宮における大宮司・留守に次ぐ地位である。太宰府の福岡城連歌会の資料にしばしば一座している重成―前記寛文十年正月廿五日の会にも宗因と一座―と同一人物。

快伝・快賢・快応・快儀のうちいくたりかは宰府の社僧かもしれない。延宝四年に宰府の文庫を創建した檢校坊快鎮をはじめ、宰府の社僧には快―が多い。宗祇の宿った満盛院の僧も快―のはずである。しかし、慶長六年三月十一日の黒田長政判物によれば、菅崎宮

の寺坊は十寺を教え、そのうち赤幡坊（秀吉茶会の記事にも出る）は快一であつたことが、天正十五年の管崎宮棟札にある赤幡坊快舜の名よりも推定される。筑紫家の資料調査がすめば、本百韻の連衆は、もう少し明らかにすることが出来ると思う。

翻刻

寛文九年七月悔日

賦初何連歌

手向にはわか袖ゆつる尾花かな
 旅たつ人の分る野の露
 雨はるゝ澤邊の水に月すみて
 秋のほたるの影かすかなり
 なよ竹の葉わたる風もふくる夜に
 ひらくをまゝの窓のすゝしさ
 かこひ置庭のめくりや廣からん
 聞なれけりな鳥の聲く
 往来するみちのかたへは山ちかみ
 ふりさげ峯の松はいくもと
 つもりしもまたうす雪の朝ほらけ
 一時雨してやゝすくる空
 月かけや雲まをもれてさえぬらむ
 あらしのゝちはたゝ鐘の聲
 夢さます清見か関のいそまくら
 なみにたひゝぬらす衣手

宗因 盛範 快傳 快賢 快應 周榮 末吉 仙空
 印計 快儀 休清 重次 重成 宗因 盛範 快傳

日和もよきおりそと布やさらすらん快賢
 牆ほつたひは明はてめり 快應
 巻あくる釣簾の外山の雲きえて 周榮
 いつくのかたにゆくほとゝぎす 末吉
 茂りぬる木間に花やのこるらん 仙空
 夏かけてさく池の藤なみ 印計
 明くれのましはりあかすよむ哥に 周榮
 おさまる國のをしへ色く 快傳
 すてぬこそたゝ古しへのためしなれ休清
 老てゆるしにあへる手車 快賢
 見いれよりよし有門はあらはにて 快儀
 みきりえならず作るつき山 快應
 やり水や岩はたゝみておとすらん 印計
 夏をわするゝ莓のほそみち 末吉
 深谷には蟬の聲さへまれにして 宗因
 秋来るからによはき日の影 重次
 ほのかにもいてゝ夜をまつ空の月 盛範
 立やすらへる袖そ身にしむ 仙空
 爰にしもありとはしらぬ花の香に 休清
 今朝は霞のつゝむ梅か枝 周榮
 黄鳥のね所さらぬ聲はして 末吉
 まかきのうちはゆるき春風 盛範
 塩かまやうらはに遠き釣の舟 重次
 海つらしはし波しろき暮 宗因

芦ふきに置かさねたる霜の色
 冬田はいとゝもるも佗しき
 耳ちかくものかなしきの百はかき
 いく夜ふしみの秋に明さん
 月はまた木幡の山に遅からし
 里とふ人の道たとるなり
 わたる瀬も雨より後はかはりきて
 くつるゝ塘あらたむる比
 なみかくる竹のむらゝそよきあひ
 やとりかねてや雀なくらん
 言の葉をあまたつらぬる船の中
 よそひことなる今日の御遊
 かつけるは其品ゝのきぬの色
 なきかあとゝふ比のあはれさ
 立よれば露けかりけり稚か本
 霧にこもりてすむ山のおく
 聞えしはいつこなるらん鹿の聲
 まくらかる野の月のさひしと
 友さへもあらて物うき焯の暮
 つもるよはひのはてゝは何
 今さらにまなはぬほとや悔るらむ
 さいはひうるはおほき君か代
 さまゝに唐土よりのさゝけもの
 袖のみなどの舟のかすゝ

快傳 快賢 快儀 仙空 林清 宗因 快傳 快儀 快應 林清 重次 盛範 宗因 快賢 快應 周榮 快傳 仙空 印計 宗因 末吉 快儀

「三〇」

満のほるしほに千鳥の鳴立て
 茅原にかよふ風のはけしと
 徹ちるあたりは人氣たえゝに
 あつさのこらぬ山かけの暮
 日くらしのほのめき出るねをちかみ
 柴の庵りを月にとへかし
 有し世をおもひ返せる小野ゝ里
 としまたきよりおろす黒髪
 一すちに佛の道やねかふらん
 夜ひるとなくかゝくともし火
 久しくもあかめ置ぬる宮所
 たえぬなかれやこの五十鈴川
 あさ夕によするなかめや花の波
 根もふし柳風のまにゝ
 寒かへりあは雪そふる小田乃原
 つはめとふともみえぬな空
 遠かたの里よりさとほくれそめて
 けふりのうちや柴人の宿
 むら竹の霜はかつかつきえ盡し
 朝日いさよふ野邊の末ゝ
 夢をつくねふりおとろく馬の上
 あらしも遠きあしからの山
 行雲や富士の高根にかゝるらん
 ゆふへの月のうすき川水

林清 快應 宗因 印計 周榮 末吉 盛範 宗因 仙空 重次 快儀 仙空 末吉 盛範 重次 快賢 快儀 宗因 林清 快應 周榮 末吉 盛範 宗因 仙空 重次 快儀

「三一」

あやしきは小舟たよふ露しくれ 快傳

きぬたの音や蛭のうつらし 印計

たか里も夜長さわふる比にして 快賢

秋のうれへもしらし九重 宗因一名

二、管崎宮連歌参考資料

△その一▽

筑前管崎宮領

惣高千石配分之事

三百石 御造宮分

三石 銀三文目 元朔御供

四石五斗 同御酒迎

壹石 正月十一日御斧立

三石 御誕生日連歌

拾貳石 正月十四日御本地講

貳拾壹石 月別御供

貳拾五石 八月十五日放生会

七石五斗 御道具替

九石六斗 御へい錢 木錢 土器錢

以上御供米八拾七石五升

社中配之分合三百四拾七石六斗壹升

都合千石

右御造功並燈明御供無

懈怠以勤役に於彼仰神慮者

弥社中繁昌可目出者也

文祿元年十二月廿一日 山口玄番頭宗永(花押)

管崎 大宮司殿

座主法印

(解説) 田村家所蔵小早川隆景の禄書。九州文化史研究所紀要第五号「筑前古文書(一)」中、田村家文書115。「福岡県史資料」にも収められている。「御誕生会」とは同宮の祭礼神事の一つで、「重修管崎社鑑」(明治四十二年刊)には「〇十一月十四日、御誕生会ありて恒例に執行す。実に大方ならぬ神事なりしと雖も、天正年中より廢絶して、今は只だ名のみ存せり、然れども大宮司は館舎にて、僧俗の祠職打つとひて、御誕生会の連歌とて神慮をすゝしめ奉ることありしも、往昔の余波なるへし、明治の初年より全く廢滅す」とある。同社鑑は七夕についても「〇七月七日七夕の祭礼ありし由、旧記に見へしも、今は絶果て詳ならずと雖も、七夕祭とて祠僧祠職は、座主坊に打集とひて、七夕の宴を設け、連歌を興行す、是往昔の名残なりしなり、明治の初年全く廢滅す」と記している。

△その二▽

『社用礼鑑』と題する、幕末より明治にかけての大宮司田村左馬允重純の手控(毎年一冊)が田村家に蔵されている。御祈禱連歌の記事がところどころに記されている。維新前後の数年分は史料編纂所へ貸出中のよして見ることがかなわなかったが、明治になっての分には連歌の記事は見当らなかった。閲覧した分で一審時代の下の万延元年(安政七年)の一冊より、御祈禱一件分を左に翻刻する。内

容に重複もあるが、藩当局と宮司との往復の実態を伝えるため、わざと省略しなかつた。

翻刻

町奉行

依御詮議左之於十五社二夜三日別儀之御祈禱被仰付候条抽丹誠執行仕候様可被申聞候事

箱崎始

十五社

町奉行

此節於十五社御祈禱之儀ハ

少将様御参勤被遊候ニ付而ハ尊躰益御安全万々御首尾能被為済来春御速ニ御下国被遊候様且御国躰愈御静謐此先田島無難四民安堵之ため別儀之御祈禱家老中より致上候趣意ニ付奉仕之面々其心得ニ而抽丹誠執行仕候様可被相合候就右而ハ御神納物等ハ取調可被申出候 以上

一筆致啓達候別紙写之通御祈禱被仰出候ニ付抽丹誠早々執行可有之候尤御奉納物之儀も神闈相伺候而(註)可被申出候御祈禱料御奉納物料とも銀五数被相渡候旨ニ付其心得可有之候 以上

十二月三日

田村左馬允殿

尚々御奉納物ハ銀三数被相除候得ハ氏子中より世話致候様被仰付

出来致替ニ付何れにも都合宜方ニ可被申出候 以上

口上之覚

少将様御安泰御国家静謐此先田島無難四民安穩之御祈禱被仰付来八日開白仕十日結願執行仕候此段御届申上候 以上

田村左馬允

十二月六日持参

両奉行衆当

少将様御安泰御国家静謐此先田島無難四民安穩御祈禱被仰付支度入用薪相渡候様御證拠被成可被下候 以上

田村左馬允

二夜三日分

一 薪拾五匁

万延元年申十二月六日

寺社御役所

御祈禱料

銀五数

十二月八日夕開白

御宮出勤之面々

大宮司波多宿禰

重純

留守為員

執行守敏

神樂座三人

首尾能興行相濟候条自祝として御神酒并夕飯共頂戴目出度相濟候
以上

御祈禱并支度用夫々割方等之儀ハ別紙之帳仕調候

御館惣詰江御祈禱献上

十二月十日 付添 野田伊織

夫 喜人

御開白より入用夫喜人宛

- 權大宮司忠 屋
- 權大宮司元 茂
- 祝部正緒
- 野田出雲
- 同 伊織
- 同 次大夫
- 有馬利助

口上之覺

一今度被仰付候御祈禱御奉納物神慮相伺候処神闈左之通ニ御座候

此段御届申上候 以上

連歌(註)

太祝詞

田村左馬允

申十二月八日

浜 兵大夫様

喜多村安右衛門様

御受取ニ相成候条十日結願例之通相濟夫より於私宅連歌興行

重純 為員

守敏 忠屋

松翁

上官中打寄

十二月晦日西元旦御祭礼薪申出

一百ヶ 内五拾ヶ 御炊

内五拾ヶ 座主坊

十二月

郡奉行衆当

連名

先達被仰付御祈禱薪申出候通送り參候

御祈禱用 田村左馬允渡

一七ヶ 割木

一八ヶ 末留

両粕屋宗像

十二月

山方役所 判 伊野村江当

御奉納連歌百韻上箱入ニテ役所江納候

口上之覺

一今度被仰付候御祈禱御奉納連歌執行仕懷紙差出申候宜御取計被仰付可被為下候 以上

十二月廿二日江出ス

浜 兵大夫様

喜多村安右衛門様

御祈禱料并御初穂今日御渡被成候ニ付直ニ割方出勤中江渡ス

雜用目録帳ハ別ニ扣

一銀五数 代式拾老ノ文

役所出方中原様大宮司

(註) 御祈禱奉納物に連歌がえらばれるのは、神圖をうかがつた上でのことである。参考までに、同年二月の記事より、踊奉納にきまつた例を左に引用する。

口上之覚

一今度被仰出候御祈禱御奉納禰慮相伺候処踊と御座候此段御届申上候 以上

申上候 以上

田村左馬允

申二月

浜 兵大夫様

団 半十郎様

△その三△

『神功皇后一千六百年 御神祭記録』(前項に同じ、田村家蔵)表紙に「慶応四戊辰歳四月十五日ヨリ十七日至 大宮司從五位下波多宿禰重純誌」。

口上之覚

神功皇后一千六百年御相当ニ付神祭執行仕度奉存候此段御聞通被仰付可被下候 以上

辰四月朔日ニ出ス扣

田村備後守 座主坊

先例之通社中申合之上

奉納連歌千句興行左之通

辰ノ十六日 初会

同 廿五日

四月 八日

同 十一日 満吟

於連城坊ニ一日ニ二百イン興行 連衆左之通

一 会 賢存

一 会 重純

一 会 為員

一 会 俊剛

一 会 兼敏

一 会 忠屋

一 会 賢秀

一 会 頼全

一 会 周厚

出 勤 拾 人

懷紙奉納之分ハ打雲ニ仕 筆者 大神松翁(以下四六頁へつづく)